

2017年度(平成29年度)公的研究費不正防止計画

● 方針

学校法人としての社会的責任・使命の重大性に鑑み、平成19年7月より具体的な不正防止に対応するため不正防止計画推進本部を設置し、検収システムの再構築、通報告発窓口の設置等不正防止に向けた取り組みを推進してきた。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」を受け、今後も不正防止計画についての点検・評価を行い、必要な見直しを実施し、実効性のある各種対策を適切に講じていくものとする。

I 機関内の責任体系の明確化

1. 運営・管理体制

- ①最高管理責任者：学長
- ②統括管理責任者：学長補佐、事務局長
- ③コンプライアンス推進責任者：学部長・総務部長
- ④コンプライアンス推進副責任者：学部学科長、総務課長

本学の競争的資金等の運営及び管理についての責任体制を明確にする。また、これら責任体制をホームページで公表する。

II 不正防止のための具体的対策

(1) 物品の発注・調達システムの安定稼働及び周知徹底

・発注時に予算（財源）を特定、調達システムによる全品検収を実施する。また、すべての物品は、検収担当者（学務部検収センター職員）が確実に実施する。検収印のないものは、本学への納品とは認めない。さらに納入業者が適切に物品検収を受けていない場合には、取引停止等の厳格な措置を講ずる。

(2) 業者に不正は行わない旨の誓約書の提出要請

本学と一定の取引のある業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正・不適切な契約も行わないこと、および調査・監査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

(3) 教職員への説明会等の実施

研究者および事務職員に対し、説明会・研修会等を実施し、公的研究費に関するルール の周知徹底を図る、また予算執行に係わるルール等を盛り込んだハンドブックの改訂及び全教職員へ配布するとともに本学ホームページならびに学内電子掲示板（デスクネッツ）に掲示する。

(4) 教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスの意識の向上を図る。

教員には、FD委員会と協力して、CITI Japan (e-learning) を活用し、受講状況の把握と研究倫理教育の徹底を図るとともに、公的資金申請時の最低要件とする。また職員に対しては、SD委員会と協力して、外部講師による「公的研究費コンプライアンス研修会」を実施する。

(5) 全教職員から不正は行わない旨の誓約書を提出させる。

(6) 旅費の事実確認の徹底に努める。

- ・出張が発生次第、速やかに許可申請、旅費申請を行うことを徹底する。
- ・航空機利用の出張の際は、航空券の領収書と搭乗券(半券)の速やかな提出を徹底する。
- ・研究打合せ等の用務である場合は、相手方と打合せを行った日時等事実が確認できるメール等を提出する。（メールによる連絡文がない場合は、相手方による証明文書を作成願うこととする。）また、学会出張等である場合は、その事実が確認できる資料の写し（参加証等）を添付させ、事実確認を確実に行う。
- ・出張報告書については、出張終了後、速やかに提出する。

(7) 謝金の事実確認に努める。

- ・当該研究におけるアルバイト等の研究補助者への謝金は、事実に基づいて支出する。
- ・雇用管理については、研究室まかせにならないよう、事務部門が採用時や定期的に面談や

勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。

- ・内部監査室員は、無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に行う。

(8) 適切な予算執行に努める。

- ・経費の適切かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託先の事務処理要領および本学の諸規程等を遵守し、公的研究費の適正な執行管理に努める。また、予算執行においては、年度末に集中執行等がないよう計画的な予算執行に努める。
- ・内部監査室員は、予算執行率を確認するとともに必要に応じ執行状況の実地確認を行う。

(9) 研究費の使用ルール等の浸透度調査を行う。

- ・行動規範やルール等の浸透度を把握するため、全職員に対しアンケート調査を実施し全ての職員が共通して理解していく取組を行う。

(10) 不正行為等に係る告発等の取扱いを周知徹底する。

<通報発窓口>

東京薬科大学 顧問弁護士 山本 英司 (TEL 042-582-7285)

※ 詳細は本学ホームページ (Home > 大学案内 > コンプライアンス) 参照

以上